

青森県報

第三千三百三十九号

平成二十三年

一月十七日

(月曜日)

目次

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉課).....一
生活保護法による医療機関の指定.....	(同).....一
生活保護法による施術者の指定.....	(同).....一
障害福祉サービス事業者の指定.....	(障害福祉課).....二
道路の区域の変更.....	(道路課).....二
道路の供用の開始.....	(同).....二
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了.....	(同).....三
出先機関.....	(同).....三
道路の位置の指定.....	(上北地域 県民局).....三
選挙管理委員会.....	(同).....三
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表.....	(事務局).....四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出.....	(同).....四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出.....	(同).....五
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	(同).....五
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出.....	(同).....五

告 示

青森県告示第三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
六ヶ所村国民健康保険 千歳平診療所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎二八九	平成三〇・三・三
吉岡歯科医院	弘前市大字上瓦ヶ町四	三〇・一・一〇

青森県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
六ヶ所村国民健康保険 千歳平診療所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九八の一	平成三〇・四・一
アルカディア中央薬局	弘前市大字扇町一丁目一の三	三〇・二・一
サン調剤薬局三沢店	三沢市大字三沢字堀口二二九九の三	三〇・三・一

青森県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施設所の名称	施設所の所在地	指 定 年月日
明戸 正文	八戸市大字湊町字 鮫ノ口二二の三	あけと接骨院	八戸市大字湊町字 鮫ノ口二二の三	平成 三二・一・ 四

青森県告示第三十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
国 道			四五四号	三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の九九から 三戸郡新郷村大字戸来字雨池一の九九まで	前 後	一五・三〇メートルから 一九・八〇メートルまで 二〇・五〇メートルから 六一・八〇メートルまで	五二・六〇メートル 五二・六〇メートル	

指定障害福祉サービス事業

名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 人徳会	上北郡東北町字古屋敷四五の一	施設入所支援	障がい者支	上北郡東北町字古屋敷四五の一	平成 三二・一・ 一
社会福祉法人 人徳会	上北郡東北町字古屋敷四五の一	生活介護	障がい者支	上北郡東北町字古屋敷四五の一	"
社会福祉法人 人徳会	上北郡東北町字古屋敷四五の一	短期入所	障がい者支	上北郡東北町字古屋敷四五の一	"
社会福祉法人 人徳会	上北郡東北町字古屋敷四五の一	生活介護	障がい者支	上北郡東北町字古屋敷四五の一	"
社会福祉法人 人徳会	上北郡東北町字古屋敷四五の一	就労継続支援B型	障がい者支	上北郡東北町字古屋敷四五の一	"

青森県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年二月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

3	県道	弘前岳繆ヶ沢線	弘前市大字松ヶ枝五丁目一の二〇から弘前市大字和泉二丁目二〇の二まで
2	県道	弘前田舎館黒石線	弘前市大字高崎字広田一一五の二から弘前市大字境関字亥ノ宮四五の二まで

青森県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年二月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道四五四号	三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の九九から三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の九九まで	平成三一年一六

青森県告示第四十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十三年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二	改築（道路改良）	平成三一年三三

上北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月十七日

上北地域県民局長 小林 巧 一

位 置	延 長	幅 員	年 月 日 指 定
三沢市岡三沢七丁目二の二、三の二、三の四、五の二、六の二及び六の三	一一七・四〇メートル	六・〇〇メートル	平成三一年三三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年月日
沼尾啓一後援会	樽館 長吉	小笠原 貞子	上北郡東北町大字大浦字沼端一の一	平成 三・三・二
戸来伝後援会	平館 元秀	苫米地 洋士	十和田市大字相坂字白上二五三	三・三・六
野崎信行後援会	野崎 信行	野崎 信行	下北郡大間町大字大間字根田内八の一六五	三・三・三
松野武司後援会	土岐 芳章	成田 昭則	五所川原市大字神山字殊ノ峰一六の三	三・三・三
木明和人後援会	佐藤 文雄	細川 一見	上北郡野辺地町字赤坂六三	三・三・五
工藤義春後援会	山口 孝一	角田 幸春	平川市中佐渡南田二〇の二	三・三・七

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日
民主党青森県参議院選挙区第3総支部	主たる事務所の所在地	青森市古川三の二	青森市新町一の一	平成 三・三・二
民主党青森県総支部連合会	主たる事務所の所在地	青森市古川三の二	青森市新町一の一	三・三・二
民主党青森県第1区総支部	会計責任者	地口 あゆみ	藤田 あゆみ	三・三・七

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日
相馬鎧一後援会連合会	主たる事務所の所在地	弘前市大字元大工町二	弘前市大字元大工町三の二	平成 三・三・三
鈴木和久後援会親和会	政治団体の名称	鈴木和久後援会親和会	親和会	三・三・八
成田隆後援会	主たる事務所の所在地	上北郡おいらせ町神明前一三九	上北郡おいらせ町阿光坊一〇六の一三	三・三・九
横山北斗政経研究会	主たる事務所の所在地	青森市古川二の八の六	青森市金沢三の一の五	三・三・六
平川豊後援会	代表者	須藤 誠造	相馬 浩明	三・三・〇
宮下順一郎後援会	会計責任者	宮下 孝信	齊藤 實	三・三・三
宮本隆志後援会	代表者	対馬 功	斉藤 実	三・三・三
	会計責任者	小野 清次郎	田本 勇	三・三・三

横山北斗後援会 ・東郡会	会計責任者	地口 あゆみ	藤田 あゆみ	三・三・二七
-----------------	-------	--------	--------	--------

青森県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県歯科医師支部	平成三・三・一八	平成三・三・二七
民主党青森県参議院選挙区第3総支部	三・三・一〇	三・三・二七

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
戸来伝後援会	平成三・三・一六	平成三・三・一六
中川勅使男後援会	三・三・二五	三・三・二六
大坂昭後援会	三・三・二四	三・三・二四
鳥越正美後援会	三・三・二二	三・三・二七

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資

金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
相馬 鋁一 (県議会議員)	相馬鋁一後 援会	公職の種 類	県議会議員	弘前市長	平成 三・三・三

青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年一月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
中川 勅使男 (青森市議会 議員)	中川勅使男後援 会	中川 勅使男	青森市富田五の二一 の二八	平成 三・三・一六
鳥越 正美 (十和田市議 会議員)	鳥越正美後援会	鳥越 正美	十和田市大字米田字 雨溜二七	三・三・二七

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭